



熊本県公報

号外 第35号
令和3年(2021年)
7月12日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則…………… (企業立地課) 1

規 則

熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第31号

- 熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則
(熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部改正)
- 第1条 熊本県工場等設置奨励条例施行規則(昭和39年熊本県規則第61号)の一部を次のように改正する。
- 第2条 第1項中「第3条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「又は増設」を「若しくは増設又は特別償却設備の取得等」に改める。
- 第3条 第1項中「第3条第1項」の次に「又は第2項」を加える。
- 附則第6項を次のように改める。
- 6 産業振興促進区域内の工場等について条例第3条第2項の規定による適用工場等の指定を受けようとする場合において、当該工場等の特別償却設備の取得等に係る工事に着手しようとする日の30日前の日が熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例(令和3年熊本県条例第37号。以下「令和3年改正条例」という。)の施行の日から起算して30日を経過した日であるときの第2条第1項の規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、令和3年改正条例の施行の日から起算して30日を経過した日とする。
- 附則第11項を附則第12項とし、附則第7項から附則第10項までを1項ずつ繰り下げ、附則第6項の次に次の1項を加える。
- 7 産業振興促進区域内の工場等について第3条第1項の規定により適用工場等指定書の交付を受けた者が、令和3年4月1日から当該工場等に係る過疎地域持続的発展市町村計画(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項に規定するものをいう。)が定められるまでの間に当該工場等を事業の用に供した者である場合には、第4条に規定する報告書は、同条の規定にかかわらず、第3条に規定する指定書の交付を受けた後、直ちに提出しななければならない。
- 別記第1号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、「又は増設」を「若しくは増設又は特別償却設備の取得等」に改め、同様式(注)を削る。
- 別記第2号様式中「第1項第 号」を「第1項第 号 }」に改め、同様式に(注)として次のように加える。
- (注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。
- 別記第3号様式中「新・増設設備」の次に「等」を加える。
- 別記第4号様式の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式(注)を削る。
- (熊本県税特別措置条例施行規則の一部改正)
- 第2条 熊本県税特別措置条例施行規則(昭和39年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。
- 第3条及び第4条中「、第4条の6第1項第1号」を削る。
- 附則第3項及び第4項を次のように改める。
- 3 令和3年4月1日から熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例(令和3年熊本県条例第37号。以下「改正条例」という。)の施行の日の前日までの間に条例第4条第2第1号アに規定する特別償却設備の取得等を行う者が、同号アの規定により事業税の課税免除を受けようとする場合において、当該事業税の申告期限が改正条例の施行の日から起算して2月を経過した日であるときの第2条に規定する申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、改正条例の施行

- の日から起算して2月を経過した日とする。
- 4 令和3年4月1日から改正条例の施行の日の前日までの間に条例第4条の2第2号に規定する特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得した者が、同号の規定による不動産取得税の課税免除を受けようとするときは、第3条第1項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、改正条例の施行の日から起算して14日を経過した日とする。
- 別記第1号様式(その1)及び同様式(その2)を次のように改める。

別記第1号様式(その1)(第2条関係)



地区別	
台帳番号	(個)

年 月 日 熊本県知事 様	申 請 者	住 所	
		氏 名	
		個人番号

個人の事業税課税免除(不均一課税)申請書

熊本県税特別措置条例第4条の2第1号ア・第4条の4第1項第1号・第4条の7第1項第1号ア・第4条の14第1項第1号の規定により、次のとおり課税免除(不均一課税)を申請します。

年 度	年度	事業税の申告書に記載した事業税の課税対象となる本県分の所得	Ⓐ 円
		課税免除(不均一課税)の対象となる所得	Ⓑ 円
		課税免除(不均一課税)を受けようとする税額 Ⓑ×税率	円

新設し、又は増設した(取得等をした)事業所等	所在地	事業開始の年月日	年 月 日
	名 称	業 種 目	

① 新設し、又は増設した(取得等をした)設備の取得価額(所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)	円
② ①以外の固定資産の価額	円

③ 従業者数	人	年の末日現在の従業者数	人
--------	---	-------------	---

県内の既設の事務所又は事業所等	所 在 地	名 称	年の末日現在の従業者数
			人
	計		

- 注 1 この申請書は、個人の事業税を申告する日までに提出してください。
- 2 この申請書は、「製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した(取得等をした)設備等に関する明細」を添付の上、課税地を管轄する広域本部に正副2通提出してください。

製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した(取得等をした)設備等に関する明細

新設し、又は増設した(取得等をした)設備を事業の用に供した日															年	月	日
所得税の青色申告書の提出の有無															有	・	無
租税特別措置法第12条第3項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無															有	・	無
新設し、又は増設した(取得等をした)設備の取得価額	製造の事業等の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)	種	類	取 得 価 額													
		建物及びその附属設備		円													
		構 築 物															
		機 械 及 び 装 置															
		船 舶															
		航 空 機															
		車 両 及 び 運 搬 具															
		工 具、器 具 及 び 備 品															
	計																
	その他の固定資産	土 地															
計																	
計																	
新設し、又は増設した(取得等をした)設備に係る従業者の明細	新規採用したもの	産業振興促進区域、半島振興地域又は離島振興地域内にある既設の事務所又は事業所等から配置換えしたもの	産業振興促進区域、半島振興地域又は離島振興地域以外の地区にある既設の事務所又は事業所等から配置換えしたもの	計													
	人	人	人	人													
の各月末の人員 事務所又は事業所等の従業者	新設した(取得等をした)設備に係る従業員	直接従事者数	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	計		
		上記以外の事務職員等の数														人	
	既設に係る従業員	直接従事者数															
		上記以外の事務職員等の数															
	県内に有する上記以外の事業所等の従業者数																
	合 計																
	備考																

記載上の注意

- 1 「**㊸**」の欄には、次の方法によって算定した金額を記載してください。
 - (1) 「**㊸**」の欄に記載すべき金額の計算は、次の算式によってください。

$$\text{㊸の額} \times \frac{\text{新設し、又は増設した(取得等をした)設備に係る従業者の数}}{\text{当該設備を新設し、又は増設した(取得等をした)者が県内に有する事務所又は事業所等の従業者の数}}$$

- (2) (1)の従業者の数の算定については、地方税法第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準によってください。
 - (3) 「**㊸**」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又は「課税免除(不均一課税)を受けようとする税額」に記載すべき金額に100円未満の端数があるときは、それぞれその端数は切り捨ててください。
- 2 「業種目」の欄には、業種目を具体的に、例えば「家具製造」というように記載してください。
- 3 「**㊶**」、「**㊷**」及び「**㊸**」の欄には、当該設備を事業の用に供した日現在の価額又は従業員数を記載してください。
- 4 「事務所又は事業所等の従業者の各月末の人員」の「直接従事者数」の欄には、工業生産設備等に直接従事する従事者数を記載してください。
- 5 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第1号様式(その2)(第2条関係)



地区別	
台帳番号	(個)

年 月 日 熊本県知事 様	申請者	住 所												
		氏 名												
		個人番号												
	事業所の名称							業種目						

個人の事業税課税免除申請書

熊本県税特別措置条例第4条の2第1号イ・第4条の7第1項第1号イの規定により、次のとおり課税免除を申請します。

年 度	年 度	課税免除の対象となる所得	円
		課税免除を受けようとする税額	円

従業者の各月ごとの労働日数	氏 名	続柄	年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	計															

記載上の注意

- 1 「業種目」には、「畜産業」、「水産業」又は「薪炭製造業」の別を明記してください。
- 2 「課税免除の対象となる所得」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又は「課税免除を受けようとする税額」の欄に記載すべき金額に100円未満の端数があるときは、それぞれの端数は切り捨ててください。
- 3 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

- 備考
- 1 この申請書は、個人の事業税を申告する日までに提出してください。
 - 2 この申請書は、課税地を管轄する広域本部に正副2通提出してください。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第2条関係)



地区別	
台帳番号	(法)

年 月 日 熊本県知事様	所在地		事業種目		
	名 称		担当責任者 職 氏 名		
	代 表 者 氏 名		直接担当者氏名 及び電話番号		
	法人番号				
法人の事業税課税免除(不均一課税)申請書 熊本県税特別措置条例第4条の2第1号ア・第4条の4第1項第1号・第4条の7 第1項第1号ア・第4条の14第1項第1号の規定により、次のとおり課税免除(不均一課税)を申請します。					
新設し、又は増設した(取得等をした)事業所等	所在地		事業開始 の 年 月 日	年 月 日	
	名 称		事業の種類		
摘 要	従業者数	事業年度の 末日現在の 従業者数	固定資産 の価額	新設し、又は増設した(取得等をした)設備の取得価額	
① 新設し、又は増設した(取得等をした)事業所等	人	人	円	円	
② 県内の①以外の事務所又は事業所等				/	
計				/	
事業年度	摘 要	本県分の法人の事業税の課税標準額	課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額	税率	税額
年 月 日から 年 月 日まで 申告区分 確定修正	所 得	年所得 万円 以下の金額 ㉞		100	
		年所得 万円 を超え 万円 以下の金額 ㉟		100	
		年所得 万円 を超える金額 ㊱		100	
		計 ㉞+㉟+㊱		/	㉡
法人税の青色申告書の提出の有無	収 入 金 額			100	㉢

有 ・ 無	課税免除(不均一課税)を受けようとする税額 (㊦)又は(㊧)			㊦
納付の確定した当期分 の事業税額	中間申告分	確定申告分	申告分	計 ㊧
納付すべき事業税額 ㊧-㊦	㊨		備 考	
既に納付した事業税額	㊩			
還付請求税額 ㊩-㊨	㊪			

注 この申請書は、「製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した(取得等をした)設備等に関する明細」を添付して、法人の事業税の申告書(確定申告書(期限後申告を含む。))又は確定申告に係る修正申告書)と併せて提出してください。

製造の事業等の用に供した新設し、又は増設した(取得等をした)設備等に関する明細

新設し、又は増設した(取得等をした)設備を事業の用に供した日															年	月	日
租税特別措置法第45条第2項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無															有・無		
新設し、又は増設した(取得等をした)設備の取得価額	製造の事業等の用に供した一の工業生産設備等を構成する固定資産(法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)	種 類	取 得 価 額														
		建物及びその附属設備	円														
		構 築 物															
		機 械 及 び 装 置															
		船 舶															
		航 空 機															
		車 両 及 び 運 搬 具															
		工 具 、 器 具 及 び 備 品															
	計																
	その他の固定資産	土 地															
計																	
計																	
新設し、又は増設した(取得等をした)設備に係る従業者の明細	新規採用したもの	産業振興促進区域、半島振興地域又は離島振興地域内にある既設の事務所又は事業所等から配置換えしたもの										計					
		人	人										人				
事業者又は事業所等の従業者の各月末の人員	項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計			
		末	末	末	末	末	末	末	末	末	末	末	末	人			
	新増設(取得)した設備に係る従業者	直接従事者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		上記以外の事務職員等の数															
	既設の設備に係る従業者	直接従事者数															
		上記以外の事務職員等の数															
	県内に有する上記以外の事業所等の従業者数																
合 計																	
備考																	

記載上の注意

- 1 「事業の種類」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載してください。
- 2 「従業者数」の欄には、当該新設し、又は増設した(取得等をした)設備を事業の用に供した日現在の人数を記載してください。
- 3 「事業年度の末日現在の従業者数」の欄のうち、「①」の欄には当該事業年度の末日現在の「事務所又は事業所等の従業者の各月末の人員」の「新増設(取得等をした)設備に係る従業者」の欄の合計人数を、「②」の欄には当該事業年度の末日現在の「事務所又は事業所等の従業者の各月末の人員」の「既設の設備に係る従業者」の欄と「県内に有する上記以外の事務所等の従業者数」の欄の合計人数を記載してください。
- 4 「固定資産の価額」の欄には、当該事業年度の末日現在における価額を記載してください。ただし、電気供給業、ガス供給業、倉庫業を主たる事業とする法人以外の法人は記載する必要はありません。
- 5 「新設し、又は増設した(取得等をした)設備の取得価額」の欄には、当該新設し、又は増設した(取得等をした)設備等(法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産に限る。)を事業の用に供した日現在における価額を記載してください。
- 6 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」の計算は、次の算式によってください。
 - (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人が、製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した(取得等をした)場合

本県において課すべき事業税の 課税標準となるべき当該事業年× 度に係る収入金額又は所得	当該新設し、又は増設した(取得等 をした)設備に係る固定資産の価額 <hr style="border: 0.5px solid black;"/> 当該設備を新設し、又は増設した(取 得等をした)者が県内に有する事務 所又は事業所等の固定資産の価額
---	---

- (2) (1)以外の法人が製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した(取得等をした)場合

本県において課すべき事業税の 課税標準となるべき当該事業年× 度に係る所得	当該新設し、又は増設した(取得等 をした)設備に係る従業者の数 <hr style="border: 0.5px solid black;"/> 当該設備を新設し、又は増設した(取 得等をした)者が県内に有する事務 所又は事業所等の従業者の数
---	---

- (3) (1)又は(2)の固定資産の価額及び従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項に規定する事業税の分割基準によってください。
- (4) 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」の欄には、軽減税率を適用する法人にあつては「ア」「イ」「ウ」の区分ごとに(1)又は(2)の計算をしてください。
- (5) 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」にそれぞれ税率を乗じて得た額が課税免除(不均一課税)額に相当する税額です。
- (6) 「課税免除(不均一課税)の対象となるものの課税標準額」の欄の各区分に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、税率を乗じて得た税額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨ててください。
- 7 「事務所又は事業所等の従業者の各月末の人員」の「直接従事者数」の欄には、工業生産設備等に直接従事する従業者数を記載してください。
- 8 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

氏名 (法人にあ っては、名 称及び代表 者の氏名)	印
--	---

氏 (法人は つては 称及び 者の氏

名 にあ 、名 代表 名)	
---------------------------	--

に改め、「・第4条の6第1項第1号」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 (第3条関係)



地区別	
台帳番号	(不)

年 月 日 熊本県知事 様	住所又は所在地		事業種目	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		担当責任者職氏名	
			直接担当者氏名及び電話番号	
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				

不動産(家屋)取得税課税免除(不均一課税)申請書

熊本県税特別措置条例第4条の2第2号・第4条の4第1項第2号・第4条の7第1項第2号・第4条の13第1項第1号・第4条の14第1項第2号(第2項第1号)の規定により、次のとおり不動産取得税の課税免除(不均一課税)を申請します。

家 屋	所 在	種類	構造	面 積	取 得 年月日	取得区分	取得価額
					平方メートル	..	
					..		
					..		
					/	/	

新設し、又は増設した(取得等をした)設備を事業の用に供した日 年 月 日

新設し、 又は増設した	種 類	取 得 価 額
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円
	構 築 物	
	機 械 及 び 装 置	

(取得等をした)設備の取得価額	船	舶						
	航	空	機					
	車	両	及	び	運	搬	具	
	工	具、	器	具	及	び	備	品
	計							
増 加 従 業 員 の 数							人	
添 付 書 類	1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第1項に規定する検査に係る申請書の写し及び当該申請に対する同条第5項に規定する検査済証又はその写し 2 産業振興促進区域又は半島振興地域内に係るものにあつては、租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定により特別償却を認められていることを証する書面							

注 この申請書は、家屋の完成の日から14日以内に課税地を管轄する広域本部に正副2通提出してください。

記載上の注意

- 1 「事業種目」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ガラス製造業」というように記載してください。
- 2 「家屋」の欄には、工場用等の家屋を具体的に工場、倉庫、旅館等ごとに記載してください。
 なお、工場用等の家屋とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に規定する建物の耐用年数を適用する家屋のほか、工場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場等も含まれます。
- 3 「新設し、又は増設した(取得等をした)設備の取得価額」の欄には、この申請をする時に、新設し、又は増設した(取得等をした)工場等の事業を既に開始している場合に記載してください。
- 4 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第6号様式中

氏 名 (法人にあ っては、名 称及び代表 者の氏名)

印

を

氏 名 (法人にあ っては、名 称及び代表 者の氏名)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、第1条の規定による改正後の熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。